

介護事業者及び市町等における事故等発生時の報告フローチャート



事故発生

事業所・施設

メーカー

必要に応じ、報告

警察署

【重大製品事故報告義務】

一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大なもの

- ①死亡事故
- ②重傷病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病）
- ③後遺障害事故
- ④一酸化炭素中毒事故

消費生活用品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずる恐れがあるもの

- ①火災（消防が確認したもの）

【報告】

- ①電話・FAX
- ②事故報告書

【報告の範囲】

- (1)サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
- (2)食中毒及び感染症等の発生
- (3)職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生
- (4)その他、報告が必要と認められる事故の発生

被保険者の属する保険者(市町)

- 1 状況把握
- 2 必要な対応

- (1)事業所の事故等に対する対応の確認等
- (2)県・国保連等における対応が必要と判断された場合の連絡調整
- (3)県民局等への報告

県民局・県民センター
(健康福祉事務所)

- ①事故等事例として事業所指導、注意喚起の通知へ活用
- ②他県民局等、管内他市町へ情報提供

事業所・施設が所在する保険者(市町)

県民局・県民センター
(健康福祉事務所)

本庁へ報告

- ①利用者の死亡又は重症病事故
- ②虐待事案として市町と県民局等が共同して事実確認にあたったもの
- ③重大製品事故

県高齢政策課